

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

奈良県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第七条第七項」を「第七条第七項第一号」に改め、「教育職員の」を削り、「次の各号に掲げる額」を「その授業を行なつた時間一時間につき千三百円」に改め、同項各号を削り、同項を同条第一項とする。

第六条の二第一項及び第二項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改め、同条第三項中「第七条第七項第三号」を「第七条第七項第二号」に改める。

第六条の三第一項中「第七条第五項」を「第七条第四項」に改め、同条第二項中「第七条第七項第四号」を「第七条第七項第三号」に改める。

第六条の四中「第七条第七項第五号」を「第七条第七項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の五 条例第七条第六項に規定する職員は、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師とする。

2 条例第七条第六項に規定する学級を担任する業務は、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の学級を担任する業務をいう。

3 条例第七条第七項第五号に規定する手当の額は、勤務一月につき三千円とする。

第七条第三項を削り、同条第四項中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八条第六項第二号」を「第八条第五項第二号」に改め、同項を同条第四項とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第六条から第六条の五までの改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第七条の規定は、令和七年四月一日から適用する。